

産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する
省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等（抄）
（令和七年経済産業省告示第三十二号）

制定 令和 7 年 3 月 2 7 日
令和7年経済産業省告示第32号

（目的）

第一 この告示は、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用に関する調査に関する省令（令和7年経済産業省令第18号。以下「省令」という。）第五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の証明に当たって、当該証明の交付に係る必要な事項を定めるものである。

（用語）

第二 この告示において、「取引関連特許権等」とは、省令第四条第一項第一号の譲渡又は同項第二号の貸付けが行われる特許権等をいう。

2 この告示において、「人工知能関連のプログラムの著作物」とは、省令第二条第一項第一号ロに該当する著作物であり、同項第二号及び第三号に該当するものをいう。

3 この告示において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

（証明に係る基準）

第三 省令第五条第一項に規定する経済産業大臣が告示で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 取引関連特許権等が、令和六年四月一日以後に特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第六十六条第一項に定める設定の登録がされた特許権若しくは外国におけるこれに相当するもの又は同日以後に製作が完了した人工知能関連のプログラムの著作物であること。

二 取引関連特許権等は、当該事業者が保有している特許権等であること（ただし、その取引関連特許権等が省令第四条第一項第一号の譲渡が行われた特許権等である場合、その譲渡が行われた時点で当該事業者が保有していればよい。）。

三 当該事業者が、取引関連特許権等の取得又は製作に必要とした研究開発活動（以下「特許権取得等研究開発活動」という。）の全部又は一部を実施しており、特許権取得等研究開発活動が次のイからハまでの活動のみで行われていないこと。

イ 他の者からの特許権等の譲受け又は借受け（特許権等に該当する特許権に係る専用実施権の他の者による設定、特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権等に該当する特許権に係る仮専用実施権の他の者による設定その他他の者が当該事業者の特許権等を独占的に使用させる行為を含む。以下「特許権譲受等活動」という。）

ロ 当該事業者に係る関連者（外国法人に限る。）に委託する研究開発活動（委任契約等に該当する契約又は協定により委託する研究開発活動で、その委託に基づき行われる業務が研究開発に該当するものに限る。以下「海外関連者委託研究開発活動」という。）

ハ 内国法人である場合の当該法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発活動（以下「国外事業所等研究開発活動」という。）

四 当該事業者が実施した特許権取得等研究開発活動について、取引関連特許権等の取得又は製作に直接関連するもの及び直接関連しないものが明らかにされていること。

（証明の申請）

第四 省令第五条第一項の規定により省令第四条第一項各号に掲げる事項に関する経済産業大臣の証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和六年四月一日以後に申請者の行う取引関連特許権等の譲渡又は貸付けにより申請者に所得が生じた事業年度又は当該取引関連特許権等について初めて証明を受けた事業年度以後の事業年度（以下「申請対象事業年度」という。）の末日の六十日前から三十日後までの間に、当該申請対象事業年度において申請者の保有する取引関連特許権等について、様式1から様式3までによる申請書（以下「申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。なお、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織による申請を可とする（以下第四において同じ。）。

- 2 前項の申請者が人工知能関連のプログラムの著作物に係る申請書を提出する場合においては、前項の申請書には、あらかじめ、当該人工知能関連のプログラムの著作物が省令第二条第一項第二号に該当することを証する書類を添付しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、申請書に定める書類のほか、申請者による省令第四条第一項各号に掲げる事項を確認するために、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 経済産業大臣は、申請書の提出を受けた場合において、速やかに第三に規定する基準に照らしてその内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その提出を受けた日から原則として六十日以内に、様式4による証明書を交付するものとする。
- 5 前項の規定による証明書の交付を受けた申請者は、当該証明書に記載された事項又は申請書に定める書類の内容に変更があったときは、必要に応じて、その旨を様式5により経済産業大臣に申請することができる。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 6 経済産業大臣は、前項の規定による変更の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該証明書の返還を求め、第三に規定する基準に照らして当該申請の内容を確認し、当該基準に適合するものと認めるときは、その申請があった日から原則として三十日以内に、様式6による変更証明通知書を交付するものとする。
- 7 経済産業大臣は、第四項の規定による証明書の交付を受けた申請者が、第一項又は第五項の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったとき又は申請書に記載した内容に重大な誤りがあったときには、当該証明を取り消し、当該証明に係る証明書の返還を求めることができる。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。